別添

愛媛労基発 0806 第３号
平成 27 年８月６日

団体の長　殿

愛媛労働局労働基準部長

今夏の職場における熱中症予防対策の徹底について

今夏の職場における熱中症の予防については、平成 27 年 5 月 27 日付け愛媛労発基 0527 第 2 号「平成 27 年の職場における熱中症予防対策の重点的な実施について」により依頼しているところですが、全国で本年７月末日までに発生した職場における熱中症が原因と考えられる死亡者数は８人と、前年同期より２人増加しており、業種別にみると、建設業における死亡災害が多発している状況です。

また、愛媛県内では、８月に入り、仕事中に熱中症の疑いのある死亡事故が２件報告されております。

さらに、気象庁が発表している８月１日から８月 31 日までの１か月予報では、今年８月は全地域で気温が平年より高くなる可能性があること、また、全国で例年８月に熱中症による労働災害が多発していることから、今般、別添のとおり厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長から各団体あて「今夏の職場における熱中症予防対策の徹底について」（平成 27 年 8 月 4 日付け基安発 0804 第 2 号）により、引き続き、熱中症予防対策への取組を要請したところです。

つきましては、貴職におかれましても、職場における熱中症予防対策の一層の取組みをいただくとともに、会員事業場への周知等について、特段の御理解と御協力をお願いいたします。

なお、夏季休暇等により長期間、高温多湿作業場所での作業から離れた場合等においては、通常、労働者は熱に順化していないことに御留意いただきますようお願いいたします。